

介護福祉士を目指す方
応援します！！



平成28年度

介護福祉士実務者研修 受講資金貸付金のご案内

介護福祉士を目指し、介護福祉士実務者研修を卒業した日から直近の介護福祉士国家試験受験資格を有する(見込み含む)の方に対し、受講費用を貸付けます。

なお、介護福祉士国家試験に合格した日から1年以内に介護福祉士として登録を行い、滋賀県内で継続して2年以上介護等の業務に常時従事することにより、貸付金の返還は免除となります。

貸付対象者 下記①～②の要件を満たしている方

- ①実務者研修施設に在学する(実務者研修を受講する。以下、同じ。)方で、次のア～イのいずれかに該当する方
 - ア 滋賀県内に住民登録している方で、卒業後に県内の施設等で介護業務に従事する意思を有していること
 - イ 滋賀県内の実務者研修施設に在学する方で、卒業後に県内の施設等で介護業務に従事する意思を有していること
- ②平成28年4月1日以降に実務者研修施設に在学し(したことがあり)研修施設を卒業した日から直近の介護福祉士国家試験の受験資格を有する見込みのある方

*ただし、平成28年度については、平成28年4月1日以降に実務者研修を受講し、すでに卒業した方についても貸付対象とします。

貸付条件

貸付限度額	200,000円以内(一括貸付) *実務者研修の受講費用のほか、国家試験受験に関連する必要な費用が貸付対象となります。
利子	無利子
貸付回数	1人1回限り

貸付期間

実務者研修施設に在学する(実務者研修を受講している)期間

申請方法

滋賀県介護・福祉人材センターに申請書等を郵送または直接提出してください。
*なお、郵送の場合は不着等の事故を防止するため、特定記録郵便等の郵送を推奨します。普通郵便で郵送し、不着等の事故が生じた場合には当センターでは責任を負いません。

貸付決定

滋賀県社会福祉協議会が定める審査会が貸付の可否を決定し、申請者に通知します。

* 受付は毎月末で締め切り、翌月に貸付の可否を決定します。

申請に必要な書類等

※必ず油性ボールペンでご記入ください。消せるボールペンでの記入は受付できません。

- ①介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書（様式第1号）
- ②介護福祉士実務者研修受講（予定）証明書（様式第2号）
- ③実務経験証明書（様式第3号）※介護福祉士国家試験実務経験証明書（写）でも可。
- ④個人情報取得・利用（取り扱い）同意書
- ⑤住民票記載事項証明書

連帯保証人

独立の生計を営む成年者1名の連帯保証人が必要です。

* なお、申請書等の連帯保証人記載欄には、ご本人の自筆での署名、捺印が必要です。

返還の免除

実務者研修施設を卒業した日から直近の介護福祉士国家試験を合格した日（国家試験を合格した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とします。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、滋賀県内で継続して2年以上介護等の業務に常時従事した場合、貸付金返還の義務を免除します。

* ただし、国家試験に合格できなかった場合であって、本人の申請に基づき翌年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合は、翌年度の国家試験に合格した日を国家試験の合格日とすることができます。

返還が生じた場合

返還期間	返還の事由が生じた日の属する月の翌月から、1年以内に返還すること
返還方法	月賦、半年賦、年賦による均等払い。一括返還、繰上げ返還も可
延滞利息	5%（正当な理由がなく返還しなければならない日までに返還しなかった場合）

申請に関するお問い合わせ先

●滋賀県社会福祉協議会 滋賀県介護・福祉人材センター

TEL 077-567-3925 FAX 077-567-3928

〒525-0032

草津市大路1丁目1-1

ガーデンシティ草津・エルティ 932 3階

(滋賀県社会福祉協議会ホームページ)

<http://www.shigashakyo.jp/>

☆申請書等様式はHPからダウンロードできます。

また、詳細要綱も掲載しています。

滋賀県社会福祉協議会では「平成29年度介護職員実務者研修通信課程」（H29.4.1開講）の募集をスタートします！

（募集期間 H29.1.31まで）

*ただし定員になり次第締め切り

お問合せ：福祉研修センター

TEL. 077-567-3927

詳細はHPをご覧ください